◎新潟県告示第519号

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士及び木造建築士の免許を取り消した。

平成29年４月14日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

免許の取消しをした年月日	免許の取消しをした建築士の氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年２月24日	清水　吉規	二級建築士	第10991号	死亡
平成29年３月24日	丸山　隆裕	二級建築士	第14729号	死亡